

酒田市の建築物における木材の利用の 促進に関する基本方針



間伐材の集積(八幡地域大蔵地内)



地域材の活用(八幡タウンセンター交流ホール)



酒 田 市

令和7年12月

酒田市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国の基本方針並びに山形県が定めた「やまがたの建築物における木材の利用に関する基本方針」（令和4年3月24日施行）に即して、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、本市が整備する公共建築物等^{※1}における木材の利用の目標、その他本市の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項、地元産木材^{※2}の利用促進に向けた取組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定めるものである。

※1 「本市が整備する公共建築物等」とは、学校教育施設、社会教育施設、社会福祉施設、行政施設、医療施設、運動施設、住宅施設、公園施設、その他公共交通機関の施設、コミュニティー施設等をいう。

※2 「地元産木材」とは、市内または庄内北部定住自立圏の森林から生産された木材をいう。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、公共建築物等において自ら率先して地元産木材の利用に努める。

1 木材利用の促進の意義

公共建築物等において、市の率先した木材の利用により需要を拡大することは、次のような意義がある。

- (1) 林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される。
- (2) 二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、ひいては循環型社会の形成、脱炭素社会の実現にも貢献することが期待される。
- (3) 健康的で温もりのある快適な生活空間の形成につながる。

2 公共建築物等における木材利用の促進の効果

公共建築物等は広く市民の利用に供されるものであることから、木材利用の促進を通じ、利用する多くの市民に対して、木とふれあい、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

したがって、公共建築物等に重点をおいて木材の利用の促進を図ることは、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待でき、林業・木材産業を活性化させるとともに、地域産業の振興にも寄与するものである。

第3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

1 木造化^{※3}の推進

公共建築物の新築、増築又は改築を行う場合、建築基準法等の法令や施設の設置基準、又は施設の用途や保安、維持管理などの特殊性などの理由から木造化が困難な場合を除き、地元産木材を使った木造化に努める。

※3 「木造化」とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築することをいう。

2 木質化^{※4}の推進

木造化が困難な場合においては、低層・高層に関わらず、市民の触れる機会が多いと考えられる床や壁等、内装の木質化が適切と判断される部分については、地元産木材を使った木質化に努める。

※4 「木質化」とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用することをいう。

3 その他木材利用の推進

調達する備品等については、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。また、暖房器具やボイラーを設置する場合には、木質バイオマスを燃料とする機器の導入に努める。

4 公共事業における木材利用の推進

木材が利用可能な工種、工法において、耐久性などの求められる性能や機能上支障のないものは、地元産木材を使用した資材の導入を図る。

5 公共建築物に準ずる施設^{※5}における利用の促進

地元産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、地元産木材の積極的な利用を促進する。

※5 「公共建築物に準ずる施設」とは、私立学校や民間老人ホームなどのように、国や地方公共団体が整備する建築物と同様の高い公共性を有していると認められ、その公共性に着目して公的な許認可や財政支援の対象となっている施設をいう。

第4 地元産木材の利用促進に向けた取組み

1 市の取組み

市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得て、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

このため、市は整備する公共建築物等における地元産木材の利用の促進に向けた取組みの実施状況を明らかにするよう努めるものとする。

さらに、県との連携を緊密にすることにより、地元産木材の調達について地域の情報を提供するなど、地元産木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

2 公共建築物等を整備する事業者、林業関係者等の適切な役割分担と相互の連携

公共建築物等を整備する事業者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、基

本方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、相互に連携を図りながら、建築物等における地元産木材の利用の促進及び適切な供給の確保に努めるものとし、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 公共建築物等を整備する事業者にあつては、建築物等における地元産木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物等において積極的に地元産木材を利用するよう努める。
- (2) 木材加工業者その他の地元産木材の生産又は供給に携わる者は、建築物等を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した地元産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、並びに生産コスト低減に向けた取り組みに努める。
- (3) 建築物等における地元産木材利用の促進に取り組む設計者等にあつては、木材加工業者その他供給に携わる者と相互に連携しつつ、地元産木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第5 その他建築物における木材利用の促進に関し必要な事項

1 地元産木材の供給及び利用並びに森林の適正な整備の両立

公共建築物等における地元産木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、地元産木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、地元産木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地元産木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

2 公共建築物等の整備において考慮すべき事項

公共建築物等を整備する際は、計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等、設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るとともに、解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの観点からも、木材の利用に有用性を見出し、利用者のニーズや地元産木材利用による付加価値も考慮した上で、地元産木材の利用に努めるものとする。

また、備品等についても、地元産木材の利用の意義や効果を考慮し総合的に判断するものとする。

3 推進体制

公共建築物等における地元産木材の利用の促進を効果的に図るため、市の関係部課等による公共施設等木材利用促進会議を必要に応じて開催し、木造化、木質化等の推進に必要な情報の収集、提供を行う。